

○ニセコ町小学生まちづくり委員会設置要綱

平成14年3月27日

訓令第12号

(目的)

第1条 ニセコ町は、「住むことが誇りに思えるまち」をめざすため、「情報共有」と「住民参加」を基本原則とする「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、まちづくりの仕事をを行っている。「まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる『自治』が基本」という考え方にに基づき、将来を担う子供たちと共に、それぞれの視点でニセコ町のまちづくりを考え、子供たちのまちづくりへの参加を目的に「ニセコ町小学生まちづくり委員会」を設置する。(根拠法令：ニセコ町まちづくり基本条例第11条)

(組織)

第2条 ニセコ町小学生まちづくり委員会(以下「委員会」という。)は、委員10名程度をもって組織する。

- 2 委員は、ニセコ町立の各小学校に通う、4年生以上の小学生10名程度を一般公募により、町長が委嘱する。
- 3 前項に規定する公募が、定数に満たなかったときは、ニセコ町立の各小学校に推薦の依頼をし、不足定数を補うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、次の事項を協議する。
 - (1) ニセコ町のまちづくりについての意見交換
 - (2) ニセコ町のまちづくりを知る
 - (3) その他、まちづくり活動に必要と思われる事項

3 委員長は、必要に応じて、まちづくりに関係する者に委員会への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日訓令第45号)

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日訓令第25号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。